

はじめに

令和7年度税制改正では、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行に対応し、またそれを更に発展させていくための改正に重点が置かれました。

所得税関係では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除及び給与所得控除が引上げられました。また大学生年代の子等に係る新たな控除が設けられました。老後に向けた資産形成を促進する観点からは、確定拠出年金の拠出限度額等が引き上げられました。

法人税関係では、成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し、地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制が拡充されました。

また、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として、法人税額に対し税率4%の新たな付加税として、防衛特別法人税（仮称）が課されることとなりました。

本小冊子では、令和7度税制改正の中から、実務上重要と思われるものを取り上げました。皆様方の日々の実務に少しでもお役に立つようであれば幸いです。

令和7年度税制改正のポイント 目次

1 法人税関係

(1) 中小企業経営強化税制の拡充及び延長 ..... 1

(2) 地域未来投資促進税制の拡充及び延長 ..... 2

(3) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の見直し及び延長 ..... 3

(4) リース会計基準の改正に伴う税制上の所要の措置 ..... 4

(5) 防衛特別法人税(仮称)の創設 ..... 5

2 所得税関係

(1) 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応 ..... 6

(2) 確定拠出年金等の見直し ..... 9

(3) NISAの利便性向上のための見直し ..... 10

(4) エンジェル税制の拡充 ..... 11

(5) 生命保険料控除制度の拡充(子育て支援) ..... 12

(6) 住宅ローン控除の拡充(子育て支援) ..... 13

(7) 住宅リフォーム税制の拡充(子育て支援) ..... 14

(8) 退職所得控除の調整規定等の見直し ..... 15

3 消費税関係

(1) 外国人旅行者向け消費税免税制度(輸出物品販売場制度)の見直し ..... 16

4 資産税関係

(1) 事業承継税制における役員就任要件等の見直し ..... 17

(2) 固定資産税の特例措置の拡充及び延長 ..... 18

5 国際課税関係

(1) グローバル・ミニマム課税への対応 ..... 19

(2) 外国子会社合算税制の見直し ..... 20

6 納税環境整備

(1) 電子帳簿等保存制度の見直し ..... 21

(2) 添付書面等記載事項等のスキャナ読取り等の要件の見直し等によるe-Taxの利便性向上 ..... 22

その他の主な税制改正 ..... 23

延長された主な税制・廃止された主な税制 ..... 24

令和7年度税制改正のポイント

1 法人税関係

(1) 中小企業経営強化税制の拡充及び延長

概要

一定の要件の下、建物を対象設備に追加

適用期間

令和9年3月31日まで(2年延長)

改正内容

中小企業の成長を後押しし、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が100億円を超える中小企業（100億企業）の創出を推進するため、中小企業経営強化税制（即時償却又は税額控除（最大10％））を2年間延長した上で、100億企業を目指す中小企業に対する措置が拡充（対象設備に建物を追加、建物に対し、特別償却（最大25％）又は税額控除（最大2％））されました。また、各類型の要件の見直し等が行われました。

【改正点】

- 100億企業の創出を促進するための拡充措置として、売上高100億円超の達成に向けたロードマップ作成等を要件に、工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う**建物を対象設備に追加**する。
- 建物を新增設した際、その年度末の**雇用者給与支給総額**が前年度末と比較して**2.5%以上増加した場合、特別償却15%又は税額控除1%、5.0%以上増加した場合、特別償却25%又は税額控除2%を適用**する。
- 現行措置について、**C類型は廃止、A類型及びB類型は指標の見直し**を行う。

【制度のイメージ】

| 類型                   | 要件                                                                                                                                                                                                                | 確認者   | 対象設備                                                                                                                                                                                     | その他要件                                                         |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 生産性向上設備<br>(A類型)     | 生産性 <sup>※1</sup> が旧モデル平均1%以上向上する設備<br><small>※単位時間当たり生産量・歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか</small>                                                                                                                             | 工業会等  | 機械装置(160万円以上)<br>工具(30万円以上)<br><small>(A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)</small>                                                                                                                     | ・生産等設備を構成するもの<br>※事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。 |
| 収益力強化設備<br>(B類型)     | 投資利益率 <sup>※2</sup> が年平均7%以上の投資計画に係る設備<br><small>※計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる</small>                                                                                                                           |       | 器具備品(30万円以上)<br>建物附属設備(60万円以上)                                                                                                                                                           |                                                               |
| 経営資源集約化設備<br>(D類型)   | 修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備                                                                                                                                                                                | 経済産業局 | ソフトウェア(70万円以上)<br><small>(A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)</small>                                                                                                            |                                                               |
| 経営規模拡大設備<br>(B類型の拡充) | ●投資利益率が年平均7%以上<br>●売上高100億円超を目指すロードマップの作成<br>●売上高成長率平均10%以上を目指す<br>●前年度売上高10億円超90億円未満<br>●最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上<br>●買上げ率2.5% OR 5.0%以上 等<br><small>※拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可。</small> |       | 機械装置(160万円以上)<br>工具(30万円以上)<br>器具備品(30万円以上)<br>ソフトウェア(70万円以上)<br>建物及びその附属設備(1,000万円以上)<br><small>(生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備に限る)</small><br><small>※税制対象の設備投資総額の上限は、60億円</small> | ・国内への投資であること<br>・中古資産・貸付資産でないこと等                              |

※1 発電用の機械装置、建物、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除く。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物、建物附属設備を除く。

※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものを除く。

※4 コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産で、その管理のおおむね全部を他の者に委託するもの又は暗号資産マイニング業の用に供する資産を除く。

（出典：経済産業省資料）